尾張北部環境組合監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定例監査を 実施したので、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり監査の結果を公表する。

令和3年12月6日

尾張北部環境組合

監査委員 倉知義治

尾張北部環境組合

監査委員 佐藤智恵子

令和3年度 定例監査の結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、尾張北部環境組合監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

令和3年度 尾張北部環境組合財務に関する事務の執行

第3 監査の期間及び場所

令和3年11月26日(金) 江南市防災センター 研修室3

第4 監查対象期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

第5 監査の着眼点

計数の正確性及び予算執行の適否等を主眼とした。

第6 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿と提出された資料を照合し、併せて関係 職員の説明を求めて財務に関する事務の執行について監査した。

第7 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。